

MURATA OVERSEAS SCHOLARSHIP FOUNDATION

2018 年度外国人留学生奨学金 募集要項

【制度の概要】

村田海外留学奨学会は、村田機械株式会社の創立者である故村田禎介の偉業を記念して、1970 年（昭和 45 年）に設立されました。

当財団の奨学金制度は、財団の保有する村田機械㈱の株式受取配当金および村田機械㈱からの寄付金ならびにこれらの運用収入により、事業を実施しております。

設立以来、欧米諸国の大学に留学する学生および研究員に対する奨学金の給付を行なってきましたが、2000 年（平成 12 年）より、日本の大学に留学する外国人留学生を対象に奨学金の募集を開始いたしました。

下記概要をご確認のうえ、ご応募ください。

【募集要項】

1. 応募資格

- (1) 勉学または研究のための在留資格「留学」(Student)で在日している外国人留学生
- (2) 同一の大学に正規生として 1 年以上在学している学部生及び大学院生(修士・博士課程)
* 研究生・研修生・専攻生・聴講生・交換留学生は含みません。
* 過去、当財団の奨学金を受給した留学生はご応募できません。
- (3) 専攻分野は、経済学・法学・工学系
- (4) 学業・人物ともに優秀であり、かつ、健康である者
- (5) 学資の調達が困難と認められる者
- (6) 日本語による意思伝達、文章記述ができる者

2. 提出書類

- (1) 願書（指定様式 1-1、1-2、2-1、2-2）
* すべて日本語で記入のこと。（「氏名（英語表記）」、「母国住所」、「E-mail」欄を除く）
- (2) 指導教官または学部長の推薦状（指定様式 3）
* 指導教官がおられない場合は、これに準ずる教員の方になります。
- (3) 在学証明書（在籍課程および入学年月日記入のもの）
- (4) 大学の成績証明書（現課程まで）
- (5) 在留カードのコピー

→ 推薦候補者になった場合には提出が必要です。

3. 給付金額・期間

- (1) 金額：年額 15 万円
- (2) 期間：1 年間（2018 年 4 月～2019 年 3 月分）
- (3) 給付日：9 月予定（一括給付）

4. 応募及び選考方法

(1) 応募について

別紙「募集案内」を参照してください。

- * 申込者個人による当会への送付・持参は受け付けません。
- * 提出書類は、一切返却しません。

(ハ) 提出先：大学の留学生課

(2) 選考について

- (イ) 大学 において、書類・面接選考を行います。
- (ロ) 当奨学会選考委員会において、審査を行いません。

(3) 結果連絡について

- (イ) 期日：2018 年 8 月下旬
- (ロ) 合格者には、大学の留学生課を通じて、合格通知書を送付します。

5. その他

- (1) 給付終了時には、給付開始から 1 年間の大学での履修状況報告書または研究状況報告書（A4 用紙 2 枚程度）を提出していただきます。
- (2) 学業がおもわしくない、または素行上問題があると認めた時は、給付を停止します。
- (3) 休学または長期にわたり欠席した時は、給付を休止します。
- (4) 応募時に届け出た大学より他大学へ転学した場合は、給付を停止する可能性もあります。
- (5) 経費の返済の必要はなく、何らの義務も課すことはありません。

6. 応募・お問い合わせ先： ~~本館に際してのお問い合わせは 政経事務局まで。~~
~~公益財団法人 村田海外留学奨学会 事務局 担当／原田（はらだ）、中尾（なかお）~~
~~Murata Overseas Scholarship Foundation~~
~~〒612-8686 京都市伏見区竹田向代町 136 村田機械（株）内~~
~~TEL: (075) 681-2345~~
~~E-mail: scholarship2@syd.muratec.co.jp~~